

いじめ問題への対策の基本的な考え方

いじめ防止対策推進法に基づき、いじめはどの子にも起こりうる、どの子も加害者にも被害者にもなりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見、発見した際の対処に全ての教職員が組織的・計画的に取り組む。未然防止のためには、互いに認め合える温かい人間関係を築き、規律正しく分かる授業や人と関わることの楽しさや喜びを味わえる学校行事や活動が必要である。早期発見のためには、相談体制を整え、定期的なアンケート調査や日常の観察などにより、ささいな兆候も見逃さないようにする。いじめを発見した際には、学校が主体となって、保護者や地域、関係機関と連携しながら、組織的に対処する。子どもの人格の成長に主眼を置き、再発防止の教育活動を計画的に実践していく。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関との連携
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者 ・PTA ・地域協働学校運営協議会 ・民生委員・主任児童委員 ・保幼小中での情報共有 ・学校通信 ・学年だより ・平福小応援団(学校支援ボランティア) 	<p style="text-align: center;">いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長, 教頭, 教務主任, 生徒指導主事, 特別支援教育コーディネーター, いじめ専門相談員, 養護教諭, 教育相談担当, 学年主任, 当該学年担任, 各連携機関 <p style="text-align: center;">全教職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 ・教育相談室 ・医療機関, 弁護士 ・こども総合相談所 ・地域こども相談センター ・岡山南警察署生活安全課 ・スクールカウンセラー ・ネットいじめの場合…プロバイダー, 法務局 ・そよかぜ平福

いじめに関する現状と課題

平素から、「いじめは人間として絶対に許されない」と全校集会や学級活動で全職員が指導し、人と適切に関わるようにするためにルールやマナーの指導、あいさつの推進にも取り組んでいる。しかし、暴力を伴うようないじめはないものの、悪口やからかい、無視を伴ういじめの事案が時々発生している。また、PCや携帯端末を利用する児童の増加に伴い、SNSを利用した児童同士のつながりも増加し、悪口や噂の書き込みも時々発生している。このような事案が発生した場合は随時、組織的に指導し、改善を図っているが、今後も似たような事案が発生することが懸念される。

学校が実践する取り組み

未然防止	<p>人権感覚を高め、コミュニケーション力、自己肯定感、自己有用感を育てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々の授業が児童にとって、他者を侵害せずに認めたり、自分の思いを遠慮せずに言ったり、自己肯定感をもったりすることを経験できる場となるよう工夫し、人権尊重の目を養う。そのためには学習規律(チャイム着席や人の話は黙って聞く等)も大切なものとして扱い徹底する。 ・「よいこのきまり」(4月に指導後年間を通じて随時指導)等のルールや人と関わる際のマナーを徹底して指導し、ソーシャルスキルを指導する。 ・学校行事や各学年の活動等の取り組みは、人との適切な関わり方を学び、人と関わる良さを感じる場として設定する。 ・人と積極的に関わる場として「あいさつ」を推進する。 ・人権週間の取り組みや道徳の時間を通して、「いじめは人間として絶対に許されない」ことを再確認させる。
早期発見	<p>複数の目で見て、真摯に受け止め、相談にのり、ささいな兆候も見逃さない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常の観察や日記指導、日々の健康観察、遅刻・欠席の状況やその対応を粘り強く行う。 ・学期に1回のASSESSを活用して、学級集団を客観的に把握し、支援を要する児童等に視点が当たるようにする。 ・児童を対象とした教育相談週間・月間(6月)や保護者を対象とした教育相談日(毎月1回)を設け、児童や保護者が相談できるようにする。 ・6月、11月、2月にいじめに特化した質問紙調査を行う。6月については、児童を対象とした教育相談週間と併せて行い、きめ細やかに把握し、対応できるようにする。 ・関係機関と連携し、ネット上のいじめ等、学校外からの情報も得られるようにする。 ・学年会や生徒指導部会等連絡体制を整え情報共有するなかで、幅広い視点から発見できるようにする。 ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合があるので、背景にある事情を聞き取り、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
対処	<p>保護者や地域、関係機関と連携しながら、組織的に速やかに対処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめやその兆候を発見した場合は、随時いじめ対策委員会を設け、その対応について速やかに慎重に検討する。 ・児童の立場に配慮しながら、迅速に客観的に事実確認を行い、いじめ対策委員会で情報共有する。 ・いじめを受けている児童の安全を確保し、安心して学習できるよう対応する。いじめを行っている児童には毅然とした態度で指導する。 ・重大な事案である場合やいじめが表面化せず実態が把握できない場合など緊急に質問紙調査等を行う場合もあるが、その後の影響も考え、その場合は教育委員会や専門家等の助言を受けて行う。 ・必要に応じて関係機関に連絡し、協力を求める。 ・いじめを受けた児童のケアはもとより、いじめを行った児童や傍観者となった児童も適切に指導する。また、保護者にも事実説明とともに協力を求め、その後も継続的に観察しつつ再発防止に努める。 ・①いじめに係る行為が止んでいること、②被害児童及びその保護者が心身の苦痛を感じてないこと、少なくとも2つの要件が相当な期間満たされれば一定の解消と判断する。ただし、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえる。